

罹災証明申請書

沖縄市長

令和6年12月6日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	沖繩市仲宗根町26番1号	098 939 1212
	(現在の連絡先)	電話番号
	同上	
	(ふりがな) 氏名	生年月日
	沖繩 太郎	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係

罹災原因	令和6年8月1日の	台風24号	による
------	-----------	-------	-----

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下）	<input checked="" type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）
		屋根瓦が屋根の3分の1飛ばされた。

被災住家の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
	沖繩 太郎	世帯主	昭和48年10月6日	51	
	沖繩 花子	妻	昭和54年2月25日	45	
	沖繩 一郎	子	平成17年11月9日	19	

写真による被害区分の判定 (※)	<input type="checkbox"/> 希望する（注意事項に同意して写真を添付）	<input checked="" type="checkbox"/> 希望しない
---------------------	---	---

■注意事項

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

※一度、自己判定方式により受けた、罹災判定結果の変更はできませんのであらかじめご了承ください

※写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。